

訴訟事件の判決について

1 事件名

弁護士報酬請求事件（東京地方裁判所 平成22年（行ウ）第646号）

2 当事者

原告 中野区民ほか11名

被告 中野区

3 訴訟の経過

平成22年(2010年)11月18日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成23年(2011年)7月29日 東京地方裁判所で請求の一部認容、一部棄却の判決言渡し

4 事案の概要

本件は、中野区の住民である原告らが、地方自治法（以下「法」という。）第242条の2第1項の規定に基づき提起した住民訴訟（以下「別件訴訟」という。）において勝訴したことから、同条第12項の規定に基づき、中野区に対し、別件訴訟において訴訟委任をした弁護士に支払うべき報酬額の範囲内で相当と認められる額は154万3500円であるとして、遅延損害金と共に支払を求めた事案である。なお、原告Aは、別件訴訟の共同訴訟参加人であったBの死亡によりその地位を承継し、同訴訟に勝訴したと主張して、他の原告らと共に請求している。

5 請求の趣旨

(1) 被告は、原告ら各自に対し、154万3500円及びこれに対する平成22年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決並びに仮執行の宣言を求める。

6 判決

(1) 主文

ア 被告は、原告Aを除く原告ら各自に対し、50万円及びこれに対する平成22年4月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

イ 原告Aの請求及び原告Aを除く原告らのその余の請求をいずれも棄却する。

ウ 訴訟費用はこれを10分し、その3を被告の負担とし、その余を原告らの負担とする。

エ この判決は、アに限り、仮に執行することができる。

(2) 判決理由の要旨

ア 争点1（本件において法第242条の2第12項にいう「相当と認められる額」はいくらか）について

法第242条の2第12項の「相当と認められる額」は、当該訴訟における事案の難易、弁護士が要した労力の程度及び時間、同条第1項第4号に定める訴訟に勝訴した場合については認容された額及び判決の結果地方公共団体が回収した額、住民訴訟の性格その他諸般の事情を総合的に勘案して定められるべきものと解するのが相当である。

そして、本件における「相当と認められる額」について、争いのない事実、証拠及び弁論の全趣旨から認められる事実からすると、別件訴訟の争点は決して容易なものではなく、弁護士がその訴訟遂行に要した労力の程度及び時間も相当のものであったと認められるものの、別件訴訟の認容額（82万4000円）、被告が回収した額（102万744円）を考慮すれば、本件における「相当と認められる額」は50万円と算定するのが相当である。

イ 争点2（原告Aは法第242条の2第12項に基づく弁護士報酬請求権を取得したか）について

法第242条の2第1項に規定する住民訴訟においては、原告が死亡した場合、当該原告に関する部分については当然に終了するものと解すべきであるから、住民訴訟の原告の地位を承継できることを前提とする原告らの主張は採用できない。

そして、同条第12項に定める弁護士報酬請求権は、住民訴訟の勝訴判決が確定し、地方公共団体が住民訴訟による利益を受けることが確定した時点で発生するものと解すべきところ、別件住民訴訟の共同訴訟参加人であったBは、別件訴訟につき最高裁判所が上告不受理決定をした平成21年（2009年）7月10日より前の同年6月21日に死亡したのであるから、Bが同請求権を取得したと解することはできず、原告Aがこれを相続により取得する余地もない。

7 判決後の区の対応等

区は、判決において区の主張（別件訴訟の確定判決において認容された額は82万4000円及びこれに対する遅延損害金であり、また、区が回収した額は遅延損害金を含めて合計102万744円であり、いずれも、原告らが別件訴訟の経済的利益として主張する800万円より著しく低いから、これらの点を考慮して「相当と認められる額」を算定すべきである。）が認められ、また、認容額である50万円をさらに減額すべきとする理由も見当たらないことから、本判決に対し控訴はしなかった。

また、原告らも控訴しなかったため、本判決は、平成23年（2011年）8月12日の経過により確定した。

これを受け、区は、原告らからの請求に基づき、原告訴訟代理人に対し、53万5000円（遅延損害金35,000円を含む。）を支払った。